

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 3日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住所 山梨県北杜市須玉町若神子4496-2

氏名 三井農林株式会社 須玉工場

工場長 佐藤 健

電話番号 0551-42-3481

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井農林株式会社 須玉工場
事業場の所在地	山梨県北杜市須玉町若神子4496-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E10 飲料製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 37億2千4百万円/年
③ 従業員数	83名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	原料（原茶・果汁等）・資材→製造工程（抽出・調合・殺菌・充填） →製造工程排水→曝気槽→沈殿槽→脱水処理→汚泥→委託処分（再生） →抽出残さ（茶殻）→社内肥料製造プラント（堆肥化） →包装資材→廃プラスチック類→委託処分（破碎・圧縮減容固化） →紙くず→事業系一般廃棄物→委託処分（焼却）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
 管理体制図)
 統括責任者：工場長
 廃棄物担当：管理室・人員4人、品質管理室・人員10人、製造室・人員60人、VE(工務)室・人員6人
 役割：
 ○「工場連絡会」-廃棄物処理に関する検討(廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。)議長-工場長、メンバー-各室長他
 ○統括責任者-廃棄物処理方針の策定、工場の廃棄物管理規定の策定、廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
 ○廃棄物処理管理担当室長-廃棄物処理計画の作成、廃棄物管理状況の把握と改善策の検討、排水処理施設の運転・維持管理状況の把握、処理業者・再生利用業者の調査・選定及び管理、委託契約の締結、産業廃棄物管理票の交付・保存、監督官庁への各種報告、社員・協力業者に対する教育・啓発、その他

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	747 t	t
	(これまでに実施した取組) (これまでに実施した取組) 生産量が昨年対比：120%に伴い、動植物性残渣の増により排出量が増加した。 廃プラは原料、資材の納入方法の変更により削減できた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	780 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後実施する予定の取組) 排水処理設備の適正な維持管理により、効率的な運転を継続することで予想される製造量の増加に対し適切な汚泥発生量にコントロールする。本社営業部との連携による粉末及び液体製品の在庫管理の精度を高め、賞味期限切れ在庫を減少させ、廃棄処分する量を減少する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃えるゴミは事業系一般廃棄物として業者へ処分を委託している。中でも茶紙等は分別して廃棄物とせず有価物扱いにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して、排出物を30品目に分別しリサイクル可能なものはその用途に供する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実施した取組) ・廃プラスチック類は、再資源化可能な有価物とサーマルリサイクルする物に分別して処理を委託。 ・テトラパック紙容器の洗浄、乾燥し（一次処理）、ペーパータオルは分別し、製紙業者へ古紙原料として供給する。 ・紙ゴミ焼却炉を廃止した後、事業系一般廃棄物として処理を委託。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (今後実施する予定の取組) 委託業者とは、可能な限り有価物として買取り契約とし、再資源化処理を推進する。再生利用技術の情報を収集し可能な限り再生化に努める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

